

ハイライト:

- ・平成23年1月から源泉所得税関係の改正により扶養控除が変わります！
- ・アルバイト等の源泉徴収事務の、よくある間違いのチェックポイントをあげてみました。
- ・賞与を支給しなかった場合でも「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要です。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
扶養控除の見直しについて	1
給与の源泉徴収事務	2
協会けんぽ及び日本年金機構への提出書類について	2

ご挨拶

早いものでもう12月。今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。今号は来年1月の給与計算から変更になる源泉所得税の扶養控除について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



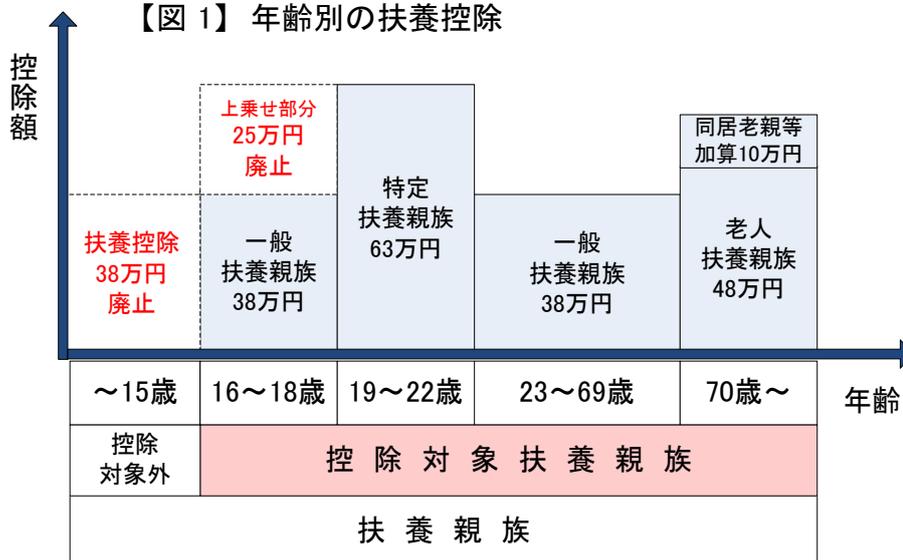
公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦
中村友理香

扶養控除の見直しについて

平成22年分の年末調整が終了すると、平成23年分給与の源泉徴収事務がスタートします。源泉所得税関係の改正により、平成23年1月から扶養控除が変わります。平成22年までは、控除対象配偶者と扶養親族の人数に応じて税額を算出していましたが、平成23年以降は、控除対象配偶者と**控除対象扶養親族の人数**に応じて税額を算出します。年齢別の控除対象扶養親族は、【図 1】の通りです。16歳未満の扶養控除が廃止となり、扶養控除の対象となる人数の集計が変わります。

【図 1】 年齢別の扶養控除



扶養親族のうち年齢16歳未満の者を「年少扶養親族」といい、子ども手当が創設されたことに伴い、年少扶養親族に対する扶養控除38万円が廃止されます。

また、従前は16歳以上23歳未満の者を「特定扶養親族」として、38万円にさらに25万円を上乗せした63万円の控除を認めていましたが、高校授業料実質無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養親族にかかる上乗せ部分の25万円が廃止されます。

今回の扶養控除の見直しにより、源泉徴収票や給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の様式も変更されますのでご注意ください。また、給

与計算に専用のソフトを利用している場合には、上記の重要な改正事項がありますので、平成23年1月の給与計算時には、最新バージョンのソフトであるか確認の上、作業を行うようにご注意ください。

給与の源泉徴収事務－チェックポイント

パートやアルバイト、契約社員、外国人労働者など、正社員以外に対する源泉徴収事務では、「給与所得の源泉徴収税額表」を間違えて適用してしまうことが多々あります。源泉徴収は、パートやアルバイト等であっても正社員と同様に扱います。処理のポイントは

- ①「扶養控除等申告書」の提出の有無により税額表の使用欄が変わります。
- ②日雇いや2ヶ月以内の短期アルバイトで日給又は時給を支払っている場合、日額表の丙欄を適用しますが、期間延長や再雇用により2ヶ月を超えた場合は、超えた日から月額表、又は日額表の甲欄ないしは乙欄の適用となります。
- ③外国人労働者に対しても源泉徴収は必要です。居住者(国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居住している場所のある人)は、日本人の場合と同様に日々の源泉徴収及び年末調整等を行います。非居住者は、原則的には給与等の支払額の20%を源泉徴収します。(居住地国が日本と租税条約を締結している国で、「租税条約に関する届出書」を税務署へ提出していた場合には、その条約の税率が適用されます。)

源泉徴収すべき対象者に対して源泉徴収をしていなかった場合、本人から源泉徴収相当額を遡って徴収することとなります。ただし、すでにその本人が辞めてしまっていて連絡がつかず、徴収ができない場合には、代わりに相当額を会社が負担して納付することになりますのでご注意ください。

支給方法等	税額表	扶養控除等申告書の提出	使用欄
月給 (半月ごと・10日ごとを含む)	月額表	有	甲
		無	乙
日給、週給	日額表	有	甲
		無	乙
日雇い	日額表	不要	丙
賞与	賞与に対する源泉徴収税額表の算出率の表	有	甲
		無	乙



税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

協会けんぽ及び日本年金機構への提出書類について

賞与を支給した場合、賞与についても保険料や将来の年金額の計算対象となるため、賞与支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届総括表」と「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。**賞与を支給しなかった場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要です**のでご注意ください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。